

「人・農地プランの具体的な進め方について」(令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省通知) 抜粋

## 2. 人・農地プランの具体的な進め方

### (2) 人・農地プラン作成の具体的な進め方

#### ④ 話合いの結果の取りまとめ及び公表

市町村は、市町村において効率的かつ安定的に農業経営を営む者その他の者によって構成する会議（以下「検討会」といいます。）を設け、その意見を聴いた上で、話合いの結果を取りまとめ、人・農地プランとして公表します

### (3) 人・農地プラン作成上の留意事項

#### ⑤ 2の④の「話合いの結果の取りまとめ及び公表」について

##### ア 検討会について

(ア) 検討会は、効率的かつ安定的に農業経営を営む者のほか、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構等地域のコーディネーター役を担う関係機関が全体の相当数を占めるように構成してください。

(イ) 検討会への女性農業者の参画は必須とし、検討会の構成員のおおむね3割以上は女性農業者で構成してください。

(ウ) 検討会においては、地域の話合いが適切に行われているか、担い手の意向が反映されているか等を審査するとともに、今後の地域の話合い等が円滑に進むよう地域の農業者等に対する助言を行ってください。

(エ) 市町村は、検討会での審査・検討の結果について記録を作成・保管するとともに、検討会で出された助言について地域へ情報提供してください。